田舎館村下水道指定工事業者の指定にかかる提出物等について

●新規・継続指定申請時

１．下水道指定工事業者指定申請書（様式第１号）

（添付書類）

□　住民票記載事項証明書

□　経歴書

□　印鑑証明書（法人の場合は法人の印鑑証明）

□　身分証明書（破産手続開始の決定を受けていないことの証明）

【法人の場合】□　登記事項証明書

【法人の場合】□　定款の写し

【法人の場合】□　役員が田舎館村下水道条例第６条の２第1項第４号**オ**に該当しないことの代表者の

証明書（任意様式）

２．店舗平面図（別紙１）

（添付書類）

□　店舗写真

３．付近見取図（別紙２）

４．専属責任技術者・配管工名簿（別紙３）

（添付書類）

□　社団法人日本下水道協会青森県支部が発行する責任技術者証及び配管工証の写し

□　専属責任技術者・配管工を常時雇用していることを証明する書類

５．所有機器等調書（別紙４）

●変更の届出について

変更のあった日から速やかに届出すること。

　　１．下水道指定工事業者異動届（様式第５号）

（添付書類）

〇営業の廃止　　　無し

〇組織の変更

【法人の場合】□　登記事項証明書

【法人の場合】□　定款の写し

【法人の場合】□　役員が田舎館村下水道条例第６条の２第1項第４号オに該当しないことの代表者の

証明書（任意様式）

〇営業所の移転

□　店舗平面図（別紙１）　※店舗写真

□　付近平面図（別紙２）

〇専属の責任技術者又は配管工の異動

　※専属の責任技術者又は配管工の退職等による減は様式第５号のみ提出。

　　新たに専属の責任技術者又は配管工の雇用等による増は下記を添付すること。

□　社団法人日本下水道協会青森県支部が発行する責任技術者証及び配管工証の写し

□　専属責任技術者・配管工を常時雇用していることを証明する書類

〇代表者の異動

□　住民票記載事項証明書

□　経歴書

□　印鑑証明書

□　身分証明書（破産手続開始の決定を受けていないことの証明）

【法人の場合】□　登記事項証明書

【法人の場合】□　定款の写し

【法人の場合】□　役員が田舎館村下水道条例第６条の２第1項第４号オに該当しないことの代表者の

証明書（任意様式）